



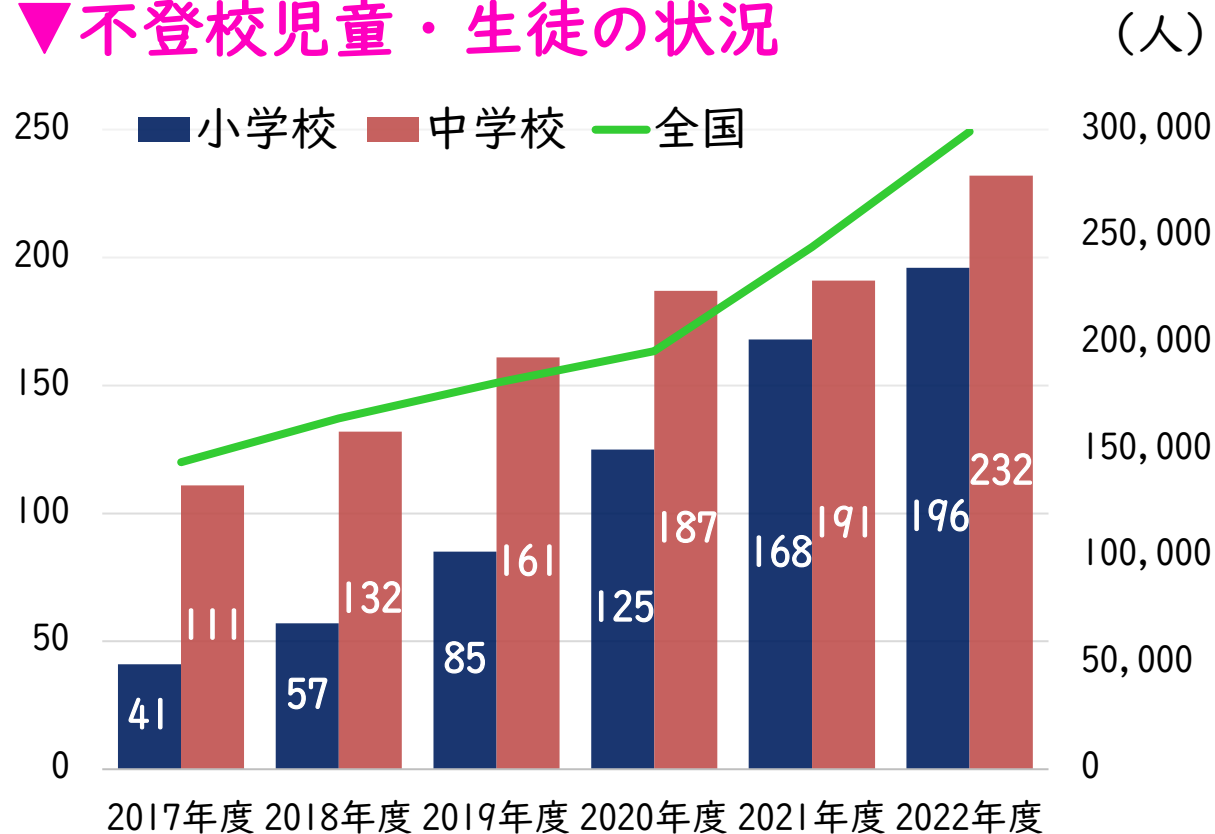
中野区長定例記者会見資料

- 1 不登校専用の相談窓口及び校内教育支援センターの設置
- 2 校内別室（チャレンジクラス）の設置
- 3 ひとり親支援ハンドブック及び
子育て支援ハンドブック「おひるね」の発行
- 4 子どもの意見表明・参加のための手引きの策定
- 5 災害対策用備蓄物資の拡充

1-① 不登校専用の相談窓口及び校内教育支援センターの設置

中野区における不登校児童・生徒は、年々増加傾向にあり、特に中学校における割合が高くなっています。これまで区は、校内の別室における個別指導や、教育支援室や巡回支援による学習指導、教育センターにおける教育相談など、一人ひとりの状況に応じた支援を行ってきました。

▼不登校児童・生徒の状況



一方、学校内・外で相談・指導を受けられていない児童・生徒の割合は、小・中学校ともに約**20%**（2022年度）

すべての児童・生徒が自分らしく学ぶため、**子どもたち自身が道を選択できる環境づくり**をさらに進めていきます

1-② 不登校専用相談窓口の開設

これまで児童・生徒や保護者が不登校に関する相談をする際は、学校のスクールカウンセラーや教育相談室などの相談先を選んで相談していました。

「どこに相談したらいいかわからない」「学校以外の窓口に相談したい」など、個々のニーズに応え、より気軽に相談できる環境を整えるため、不登校専用の相談窓口を新規に開設します。

▼開設時期

2024年4月

▼受付時間

月～金曜日の午前9時～午後5時

※祝日・年末年始を除く

▼受付方法

電話

▼設置場所

教育センター

▼概要

- ・心理職が直接相談を受け付け
- ・学校に行くことができていない不安に寄り添い、学校内外を問わず、生徒の状況やニーズに合わせた学びの選択肢を広く提供

上記のほか

- 区費スクールカウンセラーを、小・中学校にそれぞれ週1日以上配置
学校において、今まで以上に相談しやすい環境を整備します。
- 教育相談室の夜間及び土曜日開室
平日は午後7時まで延長、土曜日は午前10時～午後6時で開室します。

1-③ 中学校における校内教育支援センターの設置

自身の学級に入りづらいと感じる生徒が安心し、自己存在感や充実感を感じられる教室以外の居場所を全中学校の校内に設置します。

校内教育支援センターでは、常駐の支援員が生徒一人ひとりに寄り添った支援を行います。教室への復帰のみを目的とせず、生徒は在籍学級の授業のオンライン受講や、自分のペースに合わせた学習に取り組みます。

▼2023年度にモデル実施した3校での成果（3校合計）

	4月	5月	6月	7月	9月	教室復帰数(率)
開室日数	19	54	64	51	58	13(48%)
参加生徒数	4	19	23	16	21	
延べ参加生徒数	23	99	114	77	122	



各学校からの意見

- ・開室当初から多くの不登校生徒が利用できた
- ・支援員の関わりによって、教室に戻れるようになった生徒が多くいる
- ・これまで完全に不登校だった生徒が、支援員の働きかけで、夏休み以降に別室に通えるようになった
- ・学習が苦手な登校渋りをしてきた生徒が別室で自信を取り戻し、教室に復帰することができた

2-① 校内別室（チャレンジクラス）の設置

自分の学校への登校が難しい生徒が、安心して学校生活を送ることができるような、ゆとりあるカリキュラムを実現し、一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を行うため、チャレンジクラス（東京型不登校特例校）を中野中学校に設置します。（開設時期：2024年4月）

※チャレンジクラス（東京型不登校特例校）

東京都独自の取組として、2024年度から都内の公立中学校10校で実施。
不登校生徒に配慮した教育課程を実施し、既存の学校施設を利用し校内別室に設置されるクラス。

※学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

文部科学省の指定を受け、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育課程を実施する学校。
現在全国24校のうち、都内公立5校（本校型1、分教室型4）で実施。



▼中野区におけるチャレンジクラスの特徴

- ・学区を越えて在籍できる教室であり、中野区内の学校を広くカバーする
- ・「もう一度学校生活を送りたい」「学習を頑張りたい」という気持ちにこたえていく学級
- ・正規の教員が担任となり、授業を行います
- ・中野中学校の養護教諭やスクールカウンセラー等も生徒の支援を行います

【問合せ】 教育委員会事務局 指導室長 齊藤 電話番号 03-3228-5588

2-② 校内別室（チャレンジクラス）の設置

▼ チャレンジクラスの名称

中野区立中野中学校 N組【仮称】
（各学年 1 学級、計 3 学級）

▼ 概要

- ・ 1 日 4 時間のゆとりあるカリキュラム
授業数：週 19 コマ程度（通常学級の約 7 割）
- ・ 本人や保護者と面談しながら
個別支援計画を立て、生徒の学びを支援
- ・ 音楽や家庭科、プログラミングなどの体験活動等を通じて、チャレンジする意欲を育成

▼ 入級の流れ

- 希望者は、2 週間程度の体験入級
⇒ 中野区教育委員会が入級を判定する会議を開催
⇒ 入級が決定した生徒は、中野中学校に転入・進学

▼ 1 日の流れ（案）

通常学級	別室学級	生活時程
1校時	登校	～9時30分
	朝の学級活動	9時30分～9時35分
	リフレッシュタイム	9時35分～9時45分
2校時	1校時	9時50分～10時40分
3校時	2校時	10時50分～11時40分
4校時	3校時	11時50分～12時40分
給食	給食	12時50分～13時10分
昼休み	昼休み	13時10分～13時30分
5校時	4校時	13時35分～14時25分
6校時	清掃・帰りの学級活動・下校	14時30分～

3-① ひとり親支援ハンドブック 及び子育て支援ハンドブック「おひるね」の発行

中野区で子育てする方を応援するハンドブックを発行しました。



【問合せ】 子ども教育部 子育て支援課長 原 電話番号 03-3228-8996
子ども教育部 子ども・教育政策課長 渡邊 電話番号 03-3228-5606



▼特徴

- ・ひとり親家庭の方を対象に、中野区の支援やサービスをわかりやすくお伝えします
- ・現在離婚についてお悩みの方や、ひとりでの出産・子育てを迎える方への情報も掲載

▼ねらい

子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担い、制約も大きいことから必要な支援につながりにくい傾向があるひとり親家庭の相談・支援に活用

▼配布場所

区役所、中野区子ども・若者支援センターやすこやか福祉センターなどの公共施設

3-③ 子育て支援ハンドブック「おひるね」



▼特徴

- ・妊娠・出産期からお子さんの中学校卒業までの、**中野区の子育て支援事業をひとつにまとめています**
- ・子育て中の保護者目線で真に必要な情報を掲載

完成までのプロセス

- 「どんな内容であれば、実際に手に取ってもらえるか」をテーマに、子育て家庭と中野区長のタウンミーティング（子育てカフェ）を実施
- Webアンケートによる意見聴取
- 関係部署の職員によるPTで、ページ構成や情報の充実を図るために意見交換

▼配布場所

区役所、中野区子ども・若者支援センターや児童館、すこやか福祉センターなどの公共施設

4 子どもの意見表明・参加のための手引きの策定

中野区は、2022年4月に「中野区子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもにやさしいまちづくりを進めています。（条例制定は23区では5番目）

子どもの権利において特に大切である「子どもの意見表明・参加」を区の施策や取組に浸透させていくため、「子どもの意見表明・参加に関する手引き」を策定。**（東京都内では初）**

子どもに関する施策や取組について、当事者である子ども自身に意見を聴き、大人とは異なる発想やニーズを踏まえた、より実効性のある取組としていきます。

▼手引きの概要

子どもの意見を聴き、その意見を施策の推進や施設の運営に反映するプロセスや事例を紹介

- ・子どもの意見表明などに関する理念や考え方
- ・子どもの意見表明・参加のプロセス
- ・意見を聴く手法（ヒアリング、アンケート、ワークショップ）
- ・区政運営における子どもの意見表明・参加
- ・チェックポイント
- ・中野区における実践事例の紹介
（子ども総合計画、子ども相談室、西武新宿線沿線まちづくり、公園再整備など）



▲手引き全文

5-① 災害対策用備蓄物資の拡充

令和6年能登半島地震への中野区の支援状況

▼避難所における住民の健康支援業務等

- ・派遣人員 6名（保健師5名、事務職1名）
- ・派遣先 石川県避難所「いしかわ総合スポーツセンター」（石川県金沢市）
- ・派遣期間 2024年2月28日（水）から3月4日（月）まで

▼罹災証明書受付業務等

- ・派遣人員 1名（事務職1名）
- ・派遣先 石川県輪島市役所（石川県輪島市）
- ・派遣期間 2024年3月19日（火）から3月27日（水）まで

令和6年能登半島地震義援金を受け付けています

▼受付場所

- (1) 総務課総務係（区役所4階1番窓口）
- (2) 区民相談係（区役所1階2番窓口）
- (3) 各地域事務所窓口
- (4) 夜間・休日窓口（区役所1階）

5-② 災害対策用備蓄物資の拡充

現在中野区は、災害時の被災者救援のため、避難生活者の想定数の1日分の食料及び生活必需品を備蓄しています。それ以降の分については、都が備蓄・調達することとなっていますが、令和6年能登半島地震を踏まえ、区独自で食料及び生活用品の備蓄物資を拡充します。

▼災害時用物資の備蓄

(: 今回の拡充部分)

	平常時の役割	発災後の対応				
		1日目	2日目	3日目	4日目～	7日目～
区民 (在宅避難者)	家庭内での備蓄 (最低3日分 奨励1週間分)	各家庭の備蓄物資を活用				
区	1日分の備蓄	備蓄物資 を活用	備蓄物資 を活用	↑	↑	↑
都	2日分の備蓄		備蓄物資を活用			
国	支援体制の構築				プッシュ型 支援(※1)	プル型 支援(※2)

- ・プッシュ型支援(※1) 被災自治体からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を緊急輸送
- ・プル型支援(※2) 被災自治体のニーズに応じて物資を供給

【問合せ】 総務部 防災危機管理担当部長 杉本 電話番号 03-3228-5820

5-③ 災害対策用備蓄物資の拡充

備蓄物資の拡充内容

※避難所数 47箇所

▼食料備蓄

区の食料備蓄を1日分から2日分へ拡充するとともに、避難所生活で不足しがちな栄養補給を容易にする飲料及び食料を拡充します

拡充内容【想定】

①栄養補給が可能な飲料（長期保存が可能な野菜ジュースなど）

1, 567箱（1箱30缶入り）→1避難所につき33箱～34箱配備

②栄養補給が可能な食品（「カロリーメイト」などの栄養補給補助食品）

1, 567箱（1箱60食入り）→1避難所につき33箱～34箱配備

③食品バリエーション（レトルトリゾット）

940箱（1箱25食入り）→1避難所につき40箱配備

▼生活必需品

上下水道の被害により、トイレが使用できなくなる在宅避難者の3日分に相当する携帯トイレを備蓄します（在宅避難者への配布は、避難所を通じて配布することを想定）

9, 801箱（1箱100枚入り）

5-④ 災害対策用備蓄物資の拡充

備蓄物資の拡充内容

※避難所数 47箇所

▼乳児対策

現在避難所には、首がすわっていない乳児(生後0か月～6か月程度)を安定して寝かすことができる設備が整っていません。乳児が安心して眠れる環境づくりと保護者の負担軽減のため、乳児用段ボールベッドを導入します。

47箱(1箱3台入り) → 1避難所につき1箱配備

